別表六の二（十七）付表　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の３第１項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額　(1)」の欄は、各連結法人の法第81条の18第１項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別所得金額に令第155条の25第１号（連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額）の法人税の税率を乗じて計算した金額を記載すること。

3　「連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額（別表六の二(十七)「５」)＋(1)－(5)－(6)－(7)－(8)－(14)－(15)－(18)－(19)　(20)」及び「連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額（別表六の二(十七)「５」)＋(1)－(2)－(3)－(4)－(5)－(6)－(7)－(8)－(9)－(10)－(11)－(12)－(13)－(14)－(15)－(16)－(17)－(18)－(19)　(21)」の各欄の記載に当たつては、別表六の二(十七)「５」の欄に外書きした金額を「別表六の二(十七)「５」」に含めて計算すること。

別表六の二(十三)付表一の表中

地方事業所特別基準雇用者数（別表六の二(十三)付表一「23」）	地方事業所特別基準雇用者数（別表六の二(十六)付表一「32」）

を

基準雇用者数又は特定地域基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額（別表六の二(十三)「12」）×{（別表六の二(十三)「33」／各連結法人の別表六の二(十三)「33」の合計）又は（別表六の二(十三)付表一「12」／別表六の二(十三)「６」）}	特定地域基準雇用者数に係る当（別表六の二(十六)「12」）×別表六の二(／別表六の
地方事業所基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額（別表六の二(十三)「20」）×別表六の二(十三)付表一「17」／各連結法人の別表六の二(十三)付表一「17」の合計	地方事業所基準雇用者数に係る当（別表六の二(十六)「30」）×{別表六の二(十六)付表一「17」／各連結法人の別表六の二(十六)付表一「
特定建物等の取得に係る当期控除額の個別帰属額（別表六の二(十二)「16」）	特定建物等の取得に係る当期（別表六の二(十五)「９」

に、を

期控除額の個別帰属額	
十六)付表一「12」	
二(十六)「６」	
期控除額の個別帰属額	
17」の合計又は（別表六の二(十六)付表三「８」／別表六の二(十六)付表三「９」）	
控除額の個別帰属額	
）	

に改め、同表の記載要領第１号中「「地方事業所特別基準雇用者数（別表六の二(十三)付表一「23」）　(6)」」を「「地方事業所特別基準雇用者数（別表六の二(十六)付表一「32」）　(6)」」に、「別表六の二(十三)付表一「25」」を「別表六の二(十六)付表一「34」」に改め、同表四号を次のように改める。

4　「地方事業所基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額（別表六の二(十六)「30」）×{別表六の二(十六)付表一「17」／各連結法人の別表六の二(十六)付表一「17」の合計又は別表六の二(十六)付表三「８」／別表六の二(十六)付表三「９」}　(10)」の欄は、連結親法人事業年度が平成29年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「別表六の二(十六)付表一「17」／各連結法人の別表六の二(十六)付表一「17」の合計又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は別表六の二(十六)付表三「８」／別表六の二(十六)付表三「９」」を消すこと。

別表六の二(十三)付表一を別表六の二(十六)付表一とし、同表の次に次の一表を加える。